

読谷村保育士等処遇改善支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の処遇を改善し、保育士の確保と定着を図ることを目的に、村内の保育所等で保育業務に従事する保育士資格を有する者に対し、予算の範囲内において読谷村保育士等処遇改善支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付について、読谷村補助金交付規則（令和3年読谷村規則第8号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保育所等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項及び第4項の規定により設置された保育所をいう。
- (2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所をいう。
- (4) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条及び第2条第2項に規定する幼稚園をいう。
- (5) 認可外保育施設 法第59条の2第1項に規定する届出を行っている施設（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。）をいう。
- (6) 保育士等 保育士及び保育教諭をいう。

(交付対象)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、村内の保育所等、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園又は認可外保育施設（以下「保育施設等」という。）に採用された保育士等で保育施設等から支援金に相当する額を受け取っていないものとする。ただし、次のいずれかに掲げる者は、支援金の交付対象としない。

- (1) 施設長
 - (2) 公務員である者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3に規定する臨時任用職員及び同法第22条の2に規定する会計年度任用職員を除く。）
- 2 支援金の交付の対象となる施設（以下「交付対象施設」という。）は、前項に規定する交付対象者が勤務する保育施設等で、交付対象者に対して支援金に相当する額を支払った施設とする。

(支援金の交付対象月)

第4条 支援金の基準日は、月の初日とする。

2 保育士等が次に掲げる休業（30日を超えるものに限る。）をしたときは、当該休業をした月は対象月としない。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による休業
- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号及び第2号に規定する育児休業及び介護休業
- (3) 負傷又は疾病による休業
- (4) その他村長が勤続期間に参入することが適当でないと認める休業

(支援金の交付額)

第5条 支援金の交付額は、雇用契約において月の就労時間が160時間以上である者は月額10,000円とし、月の就労時間が160時間未満である者は月額5,000円とする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金を申請する交付対象者（以下「申請者」という。）は、読谷村保育士等処遇改善支援金交付申請書兼請求書（交付対象者）（第1号様式）に必要書類を添え、村長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 支援金を申請する交付対象施設（以下「申請施設」という。）は、読谷村保育士等処遇改善支援金交付申請書兼請求書（交付対象施設）（第2号様式）に必要書類を添え、村長が別に定める日までに提出しなければならない。

（支援金の決定及び支給）

第7条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、読谷村保育士等処遇改善支援金交付決定通知書（交付対象者）（第5号様式）により申請者へ、読谷村保育士等処遇改善支援金交付決定通知書（交付対象施設）（第6号様式）により申請施設へ通知し、支援金を交付する。

2 村長は、前項の規定による審査の結果、支援金を交付することが不適当と認めたときは、読谷村保育士等処遇改善支援金不交付決定通知書（第7号様式）により通知する。

（支援金の交付決定の取消し等）

第8条 村長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたものと認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に補助金が交付されている場合においては、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

読谷村長 様

住所
氏名
連絡先

読谷村保育士等処遇改善支援金交付申請書兼請求書（交付対象者）

読谷村保育士等処遇改善支援金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 読谷村保育士等処遇改善支援金 円

2 内訳

今回請求月	請求月数	月額	請求額
年 月～ 月分	月	円	円

3 振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		1 普通	2 当座
フリガナ			
口座名義人			

4 添付書類

- (1) 雇用証明書（第3号様式）
- (2) 保育士証の写し
- (3) 履歴書
- (4) 振込先がわかる資料
- (5) その他

5 「誓約・同意事項」

- (1) 読谷村保育士等処遇改善支援金の交付対象要件に該当します。
- (2) 読谷村保育士等処遇改善支援金の交付要件の該当性等を審査するため、読谷村が必要な公簿等の確認を行うことに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) 交付申請の審査にあたり、勤務する保育施設に対し読谷村が勤務状況（出勤簿等）の確認について必要な調査を行うことに同意します。
- (5) この申請書は、読谷村保育士等処遇改善支援金の交付を決定した後は交付金の請求書として扱います。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

読谷村長 様

住所

施設名称

代表者氏名

連絡先

読谷村保育士等処遇改善支援金交付申請書兼請求書（交付対象施設）

読谷村保育士等処遇改善支援金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 読谷村保育士等処遇改善支援金 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		1 普通	2 当座
フリガナ			
口座名義人			

3 添付書類

- (1) 雇用証明書（第3号様式）
- (2) 保育士証の写し
- (3) 内訳書（第4号様式）
- (4) 振込先がわかる資料
- (5) その他

4 「誓約・同意事項」

- (1) 読谷村保育士等処遇改善支援金の交付対象要件に該当します。
- (2) 読谷村保育士等処遇改善支援金の交付要件の該当性等を審査するため、読谷村が必要な公簿等の確認を行うことに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) 交付申請の審査にあたり、勤務する保育施設に対し読谷村が勤務状況（出勤簿等）の確認について必要な調査をすることに同意します。
- (5) この申請書は、読谷村保育士等処遇改善支援金の交付を決定した後は交付金の請求書として扱います。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

読谷村長 様

住所
施設名称
代表者氏名 印
連絡先

雇用証明書

次の者は、次のとおり在職していることを証明します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所			
採用年月日	年 月 日		
雇用形態	正規・非正規		
就労時間	月 時間勤務（1日 時間・週 日）		
	※休憩時間を含む労働契約上の時間		
その他特記事項			

第4号様式（第6条関係）

施設名称 _____

読谷村保育士等処遇改善支援金 内訳書

	氏名	今回請求月	請求月数	月額	請求額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

読谷村長 印

読谷村保育士等処遇改善支援金交付決定通知書（交付対象者）

年 月 日に申請のあった読谷村保育士等処遇改善支援金については、読谷村保育士等処遇改善支援金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 読谷村保育士等処遇改善支援金 円
- 2 指示

交付対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めることがあります。

第6号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

読谷村長 印

読谷村保育士等処遇改善支援金交付決定通知書（交付対象施設）

年 月 日に申請のあった読谷村保育士等処遇改善支援金については、読谷村保育士等処遇改善支援金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

- 1 読谷村保育士等処遇改善支援金 円
- 2 指示

交付対象施設の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めることがあります。

第7号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

読谷村長 印

読谷村保育士等処遇改善支援金不交付決定通知書

年 月 日に申請のあった読谷村保育士等処遇改善支援金については、読谷村保育士等処遇改善支援金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり不交付決定しましたので通知します。

記

不交付決定の理由